

日本鋼管福山病院
院外処方箋に関する合意書

医療法人社団 日本鋼管福山病院（以下、甲という）と一般社団法人 福山市薬剤師会（以下、乙という）は、厚生労働省医政局長通知（医政発 0430 第 1 号 平成 22 年 4 月 30 日付）「医療スタッフの協同・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、院外処方に関わる薬剤師法第 23 条第 2 項の取扱いについて、下記の通り合意した。

記

本合意は院外処方に係る患者の待ち時間短縮や薬学的ケアの充実、処方医師の負担軽減等を図る目的で、第 1 項の運用条件を満たした上で、第 2 項の事例において、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規程する医師の同意がなされたとして、甲が発行する院外処方箋について個別の処方医への確認を不要とする。但し、これは必要に応じての疑義照会や法令遵守の立場を妨げるものではない。

1. 運用条件

- 1) 乙の保険薬局では安定性・溶解性・体内動態等を考慮し薬学的見地に沿って、患者や患者家族からの十分な情報収集に基づいて照会の必要性を判断すること。
- 2) 乙の保険薬局では、合意書に係る処方変更の内容について、必ず十分な説明をし、負担金等の変更が生じる場合は、必ず患者や患者家族から了承を得ていること。
- 3) 合意書の範疇かどうか不明な場合は疑義照会に対応すること。
- 4) 処方変更調剤をした場合は、お薬手帳やお薬説明書での情報提供を徹底すること。

2. 事例

- 1) 同一成分の剤形変更（注射、吸入は除く）
- 2) 同一成分の銘柄変更
- 3) 複数規格がある製剤の規格変更（用法が変わる場合は変更不可）
- 4) 錠剤などの分割調剤、粉砕
 - ・服薬管理、利便性などの観点から、適切な剤形がなく、薬学的に適正と判断できる場合。
- 5) 処方日数の調整
 - ・薬剤服用歴により継続処方が確認でき、過剰な残薬がある場合。
 - ・残薬が生じた原因について患者と共に検討し、適切に指導や介入を行い、その内容を「トレーシングレポート」にて情報提供をすること。
 - ・原則、残薬の現物を確認すること。
 - ・次回処方漏れや保険請求の不整合が起こる可能性があるため、1 日以上処方日数とすること（処方削除は不可）。
- 6) 添付文書に基づく用法への変更
- 7) 処方日数の適正化
 - ・医薬品の用法・薬歴または患者面談により、隔日投与、週 1 回投与、月 1 回投与、透析日投与等が明確な場合で連日投与処方となっている場合。
- 8) 外用剤の用法記載の補完
 - 適用回数・部位・タイミング等の記載がなく、患者に直接口頭指示されている場合の用法記載の補完（但し薬歴上または患者面談上、明確な場合に限る）。

3. 処方変更・調剤後の連絡とその後の対応
 - ・処方変更調剤をした場合、その旨を記載した事前合意プロトコル報告書と処方箋を所定の窓口に FAX する。
 - ・FAX された調剤情報を甲薬剤科は電子カルテに反映することとする。

4. 麻薬について
 - 麻薬については、この合意書の適応外とする。

5. 一包化について
 - 一包化については合意書の適応外とし、疑義照会での対応とする。

6. 本合意書の変更及び追加について
 - 本合意書の変更及び追加については、必要に応じて甲乙が協議し、合意をもって実施、周知する。

7. 本合意書は令和 4 年 7 月 1 日より実施する。

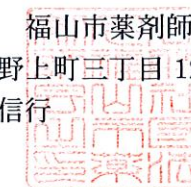
以上、7 項目において甲・乙が合意し、本書に記名押印する。

令和 4 年 6 月 1 日

甲 名称 : 医療社団法人 日本鋼管福山病院
住所 : 広島県福山市大門町津之下 1844 番地
代表者氏名 : 理事長 浜田 史洋



乙 名称 : 一般社団法人 福山市薬剤師会
住所 : 広島県福山市野上町三丁目 12 番 1 号
代表者氏名 : 会長 村上 信行



『事前合意プロトコル報告書』及び『トレーシングレポート』の様式については、日本鋼管福山病院薬剤科ホームページ内のフォーマットをご利用ください。

細則

1) 同一成分の剤形変更（麻薬、注射、吸入は除く）

アムロジピン OD 錠 5mg → アムロジピン錠 5mg 可

ラシックス錠 40mg → ラシックス細粒 40mg（薬学的根拠があれば変更可）

アドエア 250 エアゾール → アドエア 250 ディスカス 不可

2) 同一成分の銘柄変更

ジャヌビア錠 50mg → グラクティブ錠 50mg

ロキソプロフェン Na 錠 60mg 「トーワ」→ロキソプロフェン Na 錠 60mg 「武田テバ」

3) 複数規格がある製剤の処方において、規格変更（用法が変わる場合は変更不可）

フェブリク錠 40mg 1錠 分1 → フェブリク錠 20mg 2錠 分1 可

ムコソルバンL錠 45mg 1錠 分1 → ムコソルバン錠 15mg 3錠 分3 不可

4) 錠剤などの半錠・粉砕・混合

ワーファリン錠 0.5mg 1錠 → ワーファリン錠 1mg 0.5錠

アトルバスタチン 5mg 1錠 → アトルバスタチン 10mg 0.5錠（粉砕）

5) 処方日数の調整

メトホルミン塩酸塩錠が残薬 84錠ある場合

メトホルミン塩酸塩錠 250mg 6錠 1日3回毎食後 14日分

→メトホルミン塩酸塩錠 250mg 6錠 1日3回毎食後 1日分

次回処方漏れや保険請求の不整合が起こる可能性があるため0日にはしない。

6) 添付文書に基づく用法への変更

漢方薬・消化器用剤などの食後から食前、食間への変更。

αGIの食前投与から食直前投与への変更。

ビスホスホネート製剤の朝食後から起床時への変更。

7) 処方日数の適正化

毎日服用の内服薬が35日分だった場合

アクトネル錠 35mg 1錠 1日1回起床時 35日分 → 1日1回起床時 5日分（週1回）

8) 外用剤の用法記載の補完

マイザー軟膏 5g 1日2回 → マイザー軟膏 5g 1日2回 体 皮疹のあるところ